

環境問題地区懇談会

ごみ処理有料化に関する質疑応答内容要旨（質疑の多い順に掲載しています）

1 不法投棄対策について

Q 私有地、道路、集積場にポイ捨てされたごみの清掃と回収方法は？

A⇒ 私有地につきましては、その所有者が処分を行ってください。

⇒ 道路や河川などについては、原則は管理者（市道は市など）が行いますが、町内会等でボランティア清掃活動をしていただいた場合は、袋と回収を市で行います。

⇒ 集積場への不適正排出（指定袋以外のごみ、粗大ごみや処理不適物の排出など）については、警告シールを添付し、一定の期間、周知を行ってから市で回収します。

⇒ 悪質な不法投棄については、市でごみ袋の開封確認による排出者特定など現地調査を行います。

2 ボランティア清掃について

Q1 ボランティア清掃とはどのようなことを指すのか、対象者は？

A1⇒ ボランティア清掃とは、土浦市内の公共の場の清掃活動を行うこと。また、公共の場には集積場も含まれます。

その対象者は、町内会や敬老会、子供会など市民で構成する団体、また、市内の会社組織や有志の団体です。

なお、町内で実施するお祭りなどのイベントのごみの排出について、集積場に排出する場合は有料化袋を使用してください。また、ごみ処理施設への自己搬入については、市で無料搬入券を出しますので、環境衛生課へ申請してください。（自己搬入の場合、袋は指定はありませんので、お手持ちの袋をご利用ください。）

Q2 ボランティア清掃に使う袋はどうするのか？

A2⇒ ボランティア清掃には専用の袋を作成します。配布時期は、来年度のごみゼロ（5月）に配布を予定しています。そのほか、町内会へは地区長を通して配布する予定です。

ボランティア清掃袋の大きさや色については、地区懇談会等での意見を参考に決定します。

Q3 ボランティア清掃袋の使用方法は？

A3⇒ ボランティア清掃袋は、町内会の清掃活動のほか、集積場での散乱したごみの回収などに使います。

また、ボランティア清掃したごみの回収方法について。

・集積場に出す場合は、ボランティア清掃袋に入れて出してください。その他の袋では回収しません。

・ごみ処理施設への自己搬入の場合は、袋の指定はありません。ボランティア清掃袋のほか、透明・半透明（旧指定袋でもいいです）の袋を使うか、また、袋に入らないものは、可燃、不燃、粗大に分けてお持ちください。

・指定場所に置いたごみを市の回収車で回収する場合は、ボランティア清掃袋のほか、透明・半透明（旧指定袋でもいいです）、土嚢袋を私用してください。

3 ごみの分け方・出し方について

Q1 葉・草は有料化の袋に入れて出すのか？

A2⇒ 剪定枝は、袋に入れずにひもで縛って無料で出すことができます（現在と同じ出し方）。

葉・草は有料化の袋に入れて排出してください。地球温暖化防止や緑化推進を図るための

措置ですが、剪定枝と葉・草の排出割合はおよそ五分五分であることから、その半分を減免したものと考えます。なお、材木等については有料化除外の対象外であり、有料化袋に入

れるか、ひもで縛って排出する場合は有料化袋を縛り付けて排出してください。

他市においては草木・葉のリサイクルの事例もあることから、導入について、今後、調査研究を行ってまいります。

Q2 生ごみなど資源になる物の出し方に変更はあるのか？

A2⇒ 今までどおりの分け方、出し方で変更ありません。無料で回収しますので、分別を徹底することによりごみ処理手数料を節約することが可能です。

Q3 新治地区のごみの出し方が変わるのか？

A3⇒ 新治地区のごみの出し方は変わります。

- ・燃やせるごみ（可燃）は指定ごみ袋制になります。（有料化袋）
- ・燃やせないごみ（不燃）は、カゴから指定ごみ袋制（有料化袋）になり、排出日は第2・4週に変更します。
- ・カンは、カゴ出しで変わりませんが、排出日が第1・3週に変わります。また、第5週の収集はなくなります。

4 周知啓発について

Q1 出前講座の実施するのか？いつまでに申し込みばいいのか？その時期は？

A1⇒ 出前講座は随時受付けていますので、環境衛生課に直接連絡してください。その際、日時の調整を行います。また、1ヶ月前までにご連絡ください。
町内会のほか、サークル活動、有志でも受付けます。

Q2 アパート住人や外国人への周知の徹底をお願いしたい。

A2⇒ アパートの管理会社などにも周知するほか、多くの市民がごみ袋を直接手に取る場所（スーパーなどの小売店）での啓発活動も実施します。

また、外国人の方へは、外国語表記ややさしい日本語に訳したチラシなど作成し、国際交流協会等を通して配布するほか、希望により町内会にお渡しします。市と地域がそれぞれに周知に努めることで、より多くの市民の理解を得られると考えています。

Q3 今回配布されたリーフレットがわかりづらい。また、ごみの減量化の工夫や、ごみの分け方など、もっと分かりやすく書いてほしい。

A3⇒ リーフレットは、来年も作成するため、有料化の詳細や皆様からのさまざまなご意見やその回答を掲載する予定です。また、具体的な分別の実践方法や皆さんのが実施して効果のあった減量化方法等を紹介することも考えています。

さらには、ホームページや広報紙などさまざまな媒体を利用し広報活動を行うほか、制度開始前には、サンプル袋の配布も予定しています。

Q4 ごみ処理有料化の説明会について、中学校地区1回では一握りの住人しか参加できない。各町内での実施が必要ではないか？

A4⇒ 説明会については、現在、2号まで発行しているリーフレット「土浦市民のごみ減量大作戦」の内容の説明となるため、基本的に説明会に出席しないと得られない情報ではないと考えています。

今回の説明会については、タウンミーティングの意味合いがあり、ここで寄せられた疑問やご意見は、市ホームページなどを通して市民の皆様にお知らせする予定です。なお、説明会の参加状況やご要望などにより追加での開催についても検討していきます。

5 ごみ袋の値段等について

Q1 1枚50円は高いのではないか。またその値段は実施市町村と比較してどうなのか？

A1⇒ 1ヶ月の料金を300円から500円以内を想定し、負担に対する市民の受容性と、他市町村の先行事例から1リットル1円とした団体が一番多いこと、また、本市に則した減量効果が見込まれることから、手数料を決定しました。

本市の手数料は茨城県内で一番高くなりますが、生ごみや容器包装プラスチックなどの分別収集の無料化や剪定枝、使用済み紙おむつを有料化除外品としたことにより、市民の負担の軽減を図っています。

Q2 余った旧指定袋の買い取りや交換は実施しないのか？

A2⇒ 先行自治体で交換を行った事例等を研究した結果、本市で実施している容器包装プラスチックや古布の分別に旧指定袋を使用することで、各家庭における在庫は消費できると判断しました。なお、来年の10月以降、旧指定袋を使用して資源になるものを排出する場合は、混乱を避けるため袋を裏返しにしたうえ「プラ」「古布」など明記してください。

Q3 現在の指定袋は破けやすい。有料化袋の実際の大きさや厚みなどの規格は決まっているのか？

A3⇒ 今後、袋の規格について定めていきますが、他の自治体の袋も参考に市ながら、破けにくさ等にも配慮し、素材、厚さ、大きさ、形状等を決定します。また、袋の印字についても分かりやすさ等に配慮した表記を工夫します。

6 ごみ処理有料化の費用対効果と収入の使途について

Q1 有料化による収入と収支はどうなのか、また収入の使い道はなにか？

A2⇒ 現在のごみの排出量から試算した有料化による収入は約2億2,000万円、有料化による支出、袋の作成費、管理費、販売手数料など合わせると約1億2,000万円となり、差し引き約1億円となります。その収入については、リサイクル処理費、広報啓発費などごみ処理に係る経費として使用します。

Q2 町内でもひとり暮らしのお年寄りが増え、ごみを出すのに苦労している。テレビで戸別収集をする市が増えているというのを見たが、有料化の収益を充ててはどうか？

A2⇒ 高齢者、障害者の戸別収集は都市部を中心に2割の自治体が実施しています。

本市においても、福祉部門と協力して、実態調査や他市の事例の研究を行っています。現在は、地域の皆様のご協力や介護保険サービスを利用して成り立っていますが、将来的にさらに高齢者の割合が増えた場合、事業の実施が必要になると考えています。